

有機微量分析ミニサロン 規約

- 第1条（名称） 本会は有機微量分析ミニサロンと称する。
- 第2条（目的） 本会は、有機微量分析を行なうにあたり生じた諸問題を解決することを目的とする。
- 第3条（事業） 本会はその目的を達成するために、次の事業を行なう。
1. 講演会、討論会、講習会、見学会の開催
 2. 情報の交換、協同研究の実施
 3. その他必要な事業
- 第4条（会員） 本会は、本会の主旨に賛同し、連絡費を支払った事業所を会員とする。なお、会員である事業所は代表者を登録し、本会の連絡先とする。
- 第5条（会費） 本会は会費を徴収しない。なお、各会員は本会の運営に必要な経費として、連絡費を原則毎年支払うこととする。別途費用が必要と世話人が判断した時は、随時総会の承認を得て必要経費を徴収する。
- 第6条（会員の持分） 本会の財産は総有に属するものであり、会員が持分の分割請求および払戻請求をすることは、いかなる場合もできないものとする。
- 第7条（会員の資格） 本会は会員に対して、一年に一度、会員資格の継続を行うかどうかの調査を行う。調査に回答のない場合は会員資格継続の意志がないものとし、会員資格を失う。
- 第8条（役職） 本会に以下の役職を置く
- | | |
|--------|----|
| 1. 代表者 | 1名 |
| 2. 世話人 | 4名 |
- 第9条（代表者） 本会の代表者を1名選出する
1. 代表者は本会の総会において、会員の互選により、過半数の同意をもって選任する。
 2. 代表者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 3. 代表者は会を代表し、会務を総括する。
- 第10条（世話人） 本会の世話役として各会員の中からから4名の世話人を選出する。

1. 世話人の任期は2年とし、毎年半数ずつ交代する。
2. 世話人は、本会の行なう会合（討論会、講演会など）を企画立案し、会員に案内する。また、総会において会務（会計報告を含む）を報告し、その承認を得る。
3. 世話人4名のうち、1名を本会の世話人（連絡係）とする。
4. 連絡係は、本会の行う会合の案内を行う
5. 世話人4名のうち、1名を本会の世話人（会計係）とする。
6. 世話人（会計係）は会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。

第11条（事務所） 本会の事務所は連絡係が指定する場所におかれる。

第12条（総会） 一年に一度、総会を開催する。

1. 開催時期は代表者が指定した時期とする。
2. 総会の議長は世話人がこれにあたる
3. 会員は総会において各々1箇の表決権を有する。
4. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
5. 議案の議決は出席者の過半数の賛成でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第13条（規約改正） 本会の規約の変更は、代表者と世話人による会議において立案し、総会での承認を得なければならない。

第14条（団体の所在地） 本会の所在地を次のとおりとする

神戸市灘区六甲台町 1-1 神戸大学大学院理学研究科

第15条（施行日） 本規約は平成17年7月1日より施行する。令和4年9月29日一部改訂

以上